

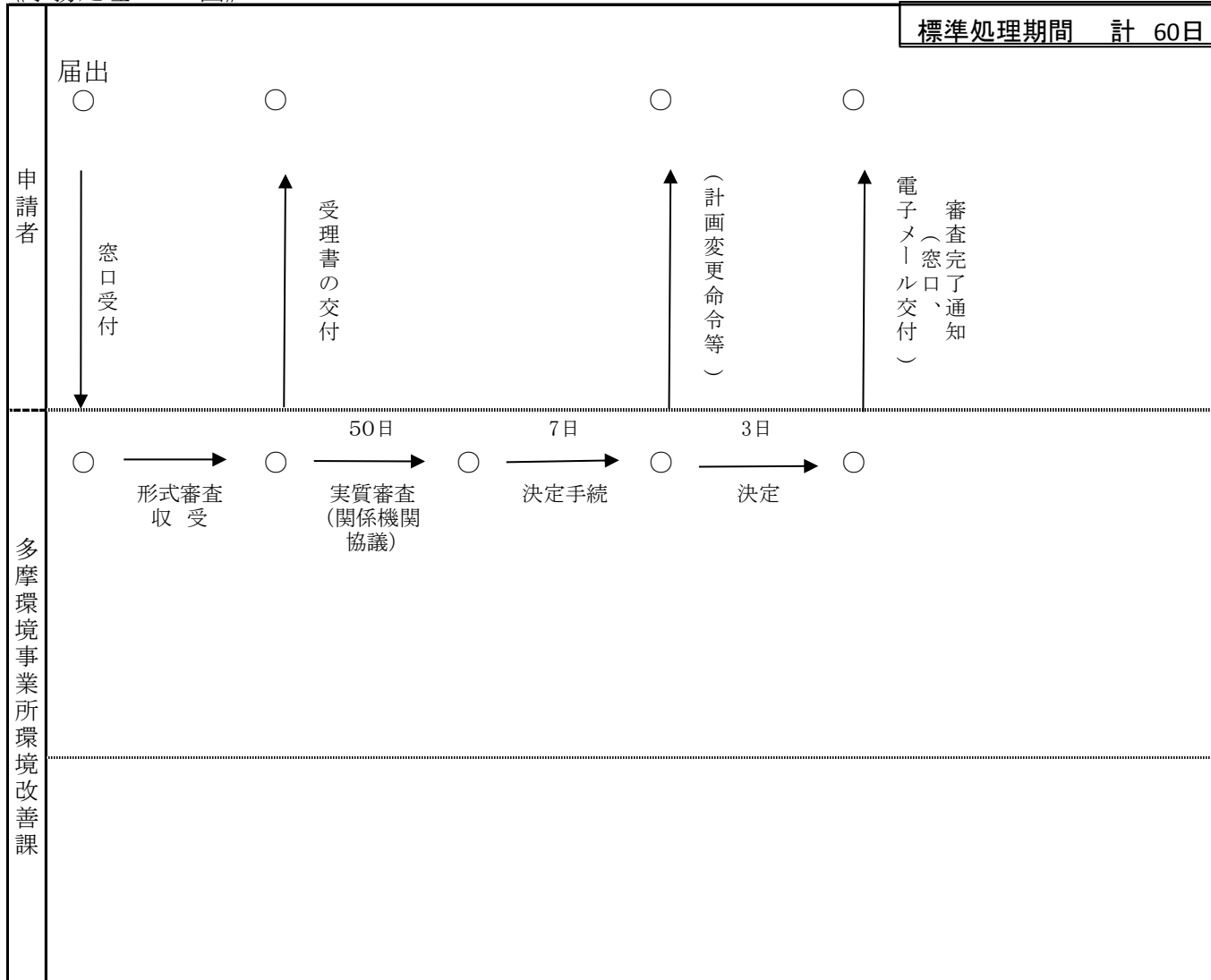
(平成30年6月27日作成)

事務処理フロー図

事務名 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置届出

作成部署 多摩環境事務所環境改善課大気担当 電話042-523-0238

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	受付	正本とその写しを收受し、受理書を交付する。
3	実質審査	大気汚染防止法及び関係法令等の基準を満たす計画及び構造であるかを図面及び計算書を使って詳細に審査する。
4	(関係機関協議)	必要の場合は、関係法令等を所管する区市町村、関係局・部・課と協議をします。
5	(計画変更命令)	大気汚染防止法の規制基準に適合しないと認めるときは計画変更命令又は計画の廃止を命ずることがあります。
6	決定手続	届出の内容が大気汚染防止法又は関係法令等に適合している場合は環境改善課長が決定する。
7	審査完了通知	窓口あるいは電子メールで申請者に審査完了を通知します。
8		ボイラー等で内容が軽微な届出については、收受後、通常10日間位で審査が終了します。
9		
10		